

区画整理だより



県道浦添西原線(西原向け)完成イメージ図(R5.3月作成)



県道浦添西原線(浦添向け)完成イメージ図(R5.3月作成)

《ご案内》

1. 地区内の建築行為等について許可が必要です

土地区画整理法第76条(建築行為の制限)の規程により、建築物その他工作物、新築、改築若しくは増築、土地形質の変更等を行なう場合には、許可を得る必要があります。詳しい事は、担当課窓口にご相談下さい。

2. 不動産(土地)等の売買について

土地の所有権異動(相続・贈与)、分筆・合筆等をなされる場合は、仮換地に内容変更が生じる場合がございますので、事前に担当課窓口にご相談下さい。

3. 各種証明書の発行について

仮換地指定されたことにより、土地の売買、金融機関からの借入、建物等の新築計画、その他土地を証明するものとして、証明書が必要になる場合があります。また、地権者の代理で申請する場合には委任状が必要になります。詳しい事について担当課窓口にお問合せ下さい。

※手数料1通につき300円いただきます。

4. 固定資産税減免について

西原西地区土地区画整理事業区域内の土地は減歩された面積で課税されています。尚、令和4年度から土地区画整理事業による造成工事等により仮換地及び従前地が使用できない土地については減免率が変わります。(土地区画整理法による損失補償を受けている場合を除く)

【お知らせ】

- 令和4年6月に区画整理事業を早期完了させるための安定的な予算確保について、町長・町議により国へ要請行動が行われました。
- 令和4年11月に第11回西原西地区土地区画整理審議会を開催しました。(事業計画の変更、換地設計の変更、仮換地指定の変更等について)
- 令和4年12月に令和4年度の補助事業分の事業費が4.32億円から6.32億円に追加変更となりました。(補助事業分補正予算：事業費2億円の増額)
- 令和5年2月に事業計画(第5回変更)の変更を行いました。(設計概要の変更、資金計画の変更)
- 令和5年3月に一部整備完了に伴い徳佐田方面から坂田交差点方面へと通じる区画道路を暫定供用開始を行いました。(暫定供用開始した区画道路は裏面参照)(周辺整備に伴い再度通行止めとする場合もありますのでご理解下さい)
- 令和5年3月に浦添西原線の完成イメージ図を作成しました。(表紙、裏表紙参照)地区内に広報看板として設置するとともにホームページにも掲載します。
- 令和5年6月頃に「西原西地区土地区画整理審議会」審議委員の任期満了に伴う新委員選出の選挙を予定しています。それに先立ち4月頃に選挙人名簿作成のための調査を行います。調査票を郵送しますのでご記入にご協力下さい。

担当課

西原町役場 都市整備課(区画整理係)

〒903-0220 沖縄県中頭郡西原町字与那城140番地の1

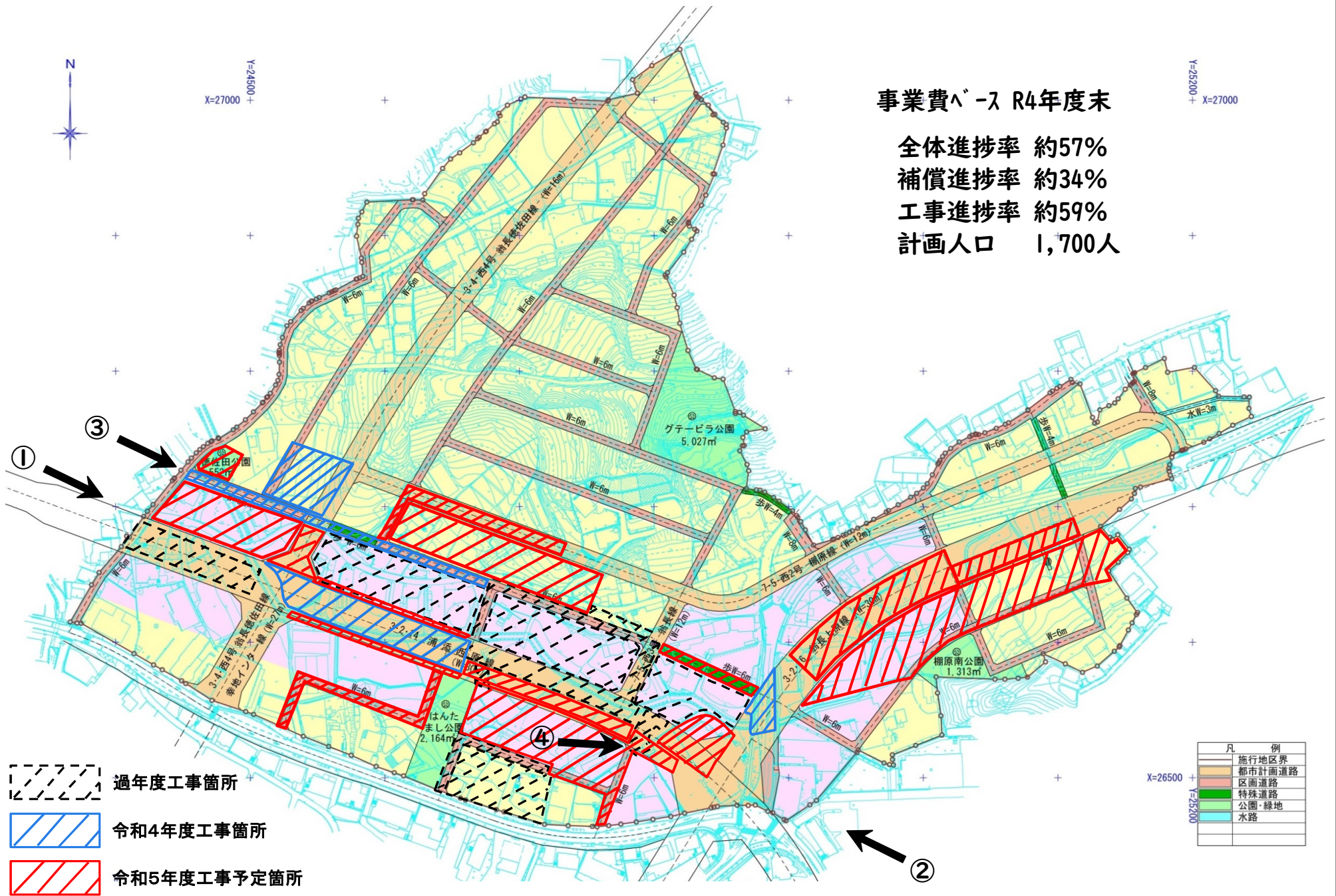
TEL: 098-945-5041 FAX: 098-945-4580

E-mail: kukaku@town.nishihara.okinawa.jp

ホームページ http://www.town.nishihara.okinawa.jp/

(各種申請書等のダウンロードができます。過去の区画整理だよりも掲載しています)





①浦添市側から東側方向整備状況(R5.3月撮影)



②坂田交差点側から西側方向整備状況(R5.3月撮影)



③区画道路一部工事完了(R5.3月撮影)(暫定供用開始)



④坂田交差点周辺の施工状況(R5.3月撮影)